

農地法の一部を改正する法律案要綱

第一 農業生産法人以外の法人による農地所有等の解禁

農地又は採草放牧地の権利移動について、次の場合に許可をすることができないこととしている規定を削るものとする。

- ① 農業生産法人以外の法人が所有権、賃借権等を取得しようとする場合
- ② 農業生産法人以外の所有権、賃借権等を取得しようとする者又はその世帯員等が農作業に常時従事すると認められない場合

(第三条第二項第二号及び第四号関係)

第二 関連規定の整備

第一に伴い、目的規定及び農地法の運用上の配慮に関する規定について所要の整備を行うほか、農業生産法人の定義に関する規定、適正に利用していないと認められる場合には契約の解除をする旨の条件が付けられていること、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること等の特別の要件を満たす場合における農業生産法人以外の法人等による農地又は採草放牧地の

賃借権等の取得の許可及び当該許可の取消し等に関する規定、農業生産法人の報告等に関する規定並びに農業生産法人が農業生産法人でなくなった場合における農地又は採草放牧地の買収に関する規定を削るものとする。

(第一条、第二条第三項、第三条第三項、第三条の二、第六条から第十五条まで及び第六十三条の二関係)

第三 施行期日等

- 一 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。 (附則第一条関係)
- 二 必要な経過措置を定めるほか、農業経営基盤強化促進法等の改正その他所要の規定の整備を行うこと。